

最高顧問、会長の推薦について

役職名	氏名
最高顧問	吉川 弘之
会長	岸 輝雄

<参考>

(役員及び定数)

第12条 イノベーションネットに次の役員を置く。

- 一 最高顧問 1名
- 二 会長 1名
- 三 会長代行 1名
- 四 運営委員長 1名
- 五 運営委員 15名以内
- 六 監事 2名

2 最高顧問は、会長経験者であって、運営委員会の推薦に基づき、総会の承認を受けて選出する者とする。

3 会長及び会長代行は、イノベーションネットの行う事業に関し深い識見を有する者たちから、運営委員会の推薦に基づき、総会の承認を受けて選出する。

4 運営委員長、運営委員及び監事は、正会員の中から総会において互選によって選任する。ただし、任期中に正会員である組織から退職、他へ異動等した場合には、後任者を当該組織において任意に選任できるものとする。

(役員の職務)

第13条 最高顧問は、イノベーションネットを総理する。

- 2 会長は、イノベーションネットを代表し、業務を統轄する。
- 3 会長代行は、会長を補佐し、また、会長に事故があるときはその職務を代理する。
- 4 運営委員長及び運営委員は、運営委員会を構成し、業務の執行を決定する。
- 5 運営委員長は、運営委員会の会務を統轄する。
- 6 監事は、イノベーションネットの財務の状況の監査及び総会への報告の職務を行う。

(役員の任期)

第14条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期満了後でも、後任者が就任するまではその職務を行う。